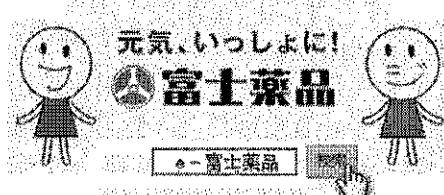


平成30年3月5日大阪地裁平28(ワ)648号 ～不正競争行為差止等請求事件～

弁護士 植松大雄

1

1-1. 事案の概要



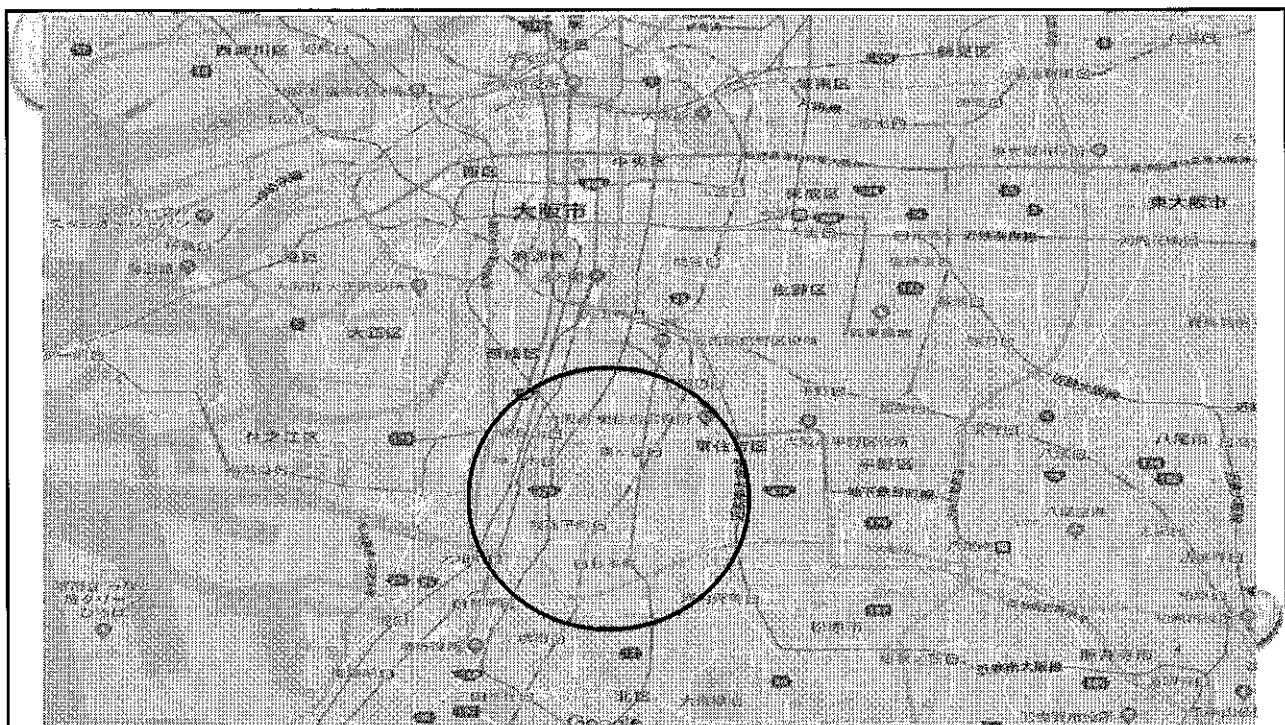
- 原告 (株)富士薬品
 - 医薬品等の配置薬販売事業、薬局販売等、製造
 - 15年度 配置薬事業308億2000万円(トップシェア)
- 訴額 1025万3630円(連帯) + 遅延損害金
 - (不競法では381万8630円)
 - (債務不履行又は不法行為で643万5000円)

2

1-2. 事案の概要

- 被告 (株)八光薬品
 - 医薬品、医薬部外品、健康食品等の販売等
 - 大阪府大阪市住吉区の小さな会社
- 被告P2 (八光薬品の代表取締役)
- 被告P1 (八光薬品の構成員その2)
- 被告P3 (八光薬品の構成員その3)

3



4

1-3. 事案の概要

・訴外明星薬品

- ・大阪府大阪市住吉区の中小企業(大阪府が商圈、従業員38人)
- ・原告が2007年に買収。
- ・平成26年7月31日に、解散、営業権を原告に譲渡。



三百年の伝統を守り育てる地方薬と銀杏葉と化粧品
のいせう
株式会社明星薬品

5

2. 法的構成

- ・被告Pらは不正競争防止法2条1項4号・7号に該当
- ・被告八光薬品は同項5号、8号に該当
 - ・同法4条に基づく損害賠償請求
- ・誓約書違反の415・709、債権侵害による709

6

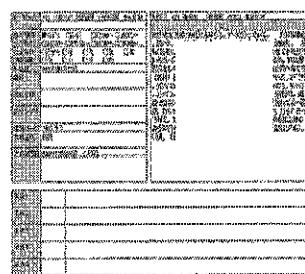
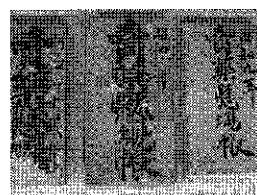
3. 社員の時系列

※P1～P3は、明星薬品、被告八光薬品を通じて、医薬品の配置販売、医薬部外品、健康食品等の訪問販売を行っていた。

	P1 明・梅田営業所の従業員	P2 明・梅田営業所の営業職	P3 明・堺営業所の所長
昭和51年11月1日	明星薬品に入社		
平成2年3月		明星薬品に入社	
平成19年7月		原告が明星薬品の完全親会社になる。	
平成19年12月			明星薬品に入社
平成21年4月		明星薬品の取締役兼従業員 就任	
平成22年9月27日	明星薬品が、原告に「懸場帳」(顧客名簿)を代金3億0050万9000円で売却、リースを受けることになる。		
平成26年5月26日		明星薬品の取締役 就任	
平成26年7月23日		被告八光薬品設立、同代表取締役 就任	
平成26年7月31日	明星薬品が解散、原告に本件懸場帳の顧客に対する営業権をすべて譲渡。同日、P1～P3が、明星薬品を退職(誓約書署名押印)		
同日以降	被告八光薬品に合流		被告八光薬品に合流

7

4-1. 懸場帖



8

8

4-2. 懸場帖

明星薬品では、顧客の名前、住所、電話番号に加え、地図や使用履歴、好み、家族構成、持病等の情報が記載された顧客情報を、懸場帳として一括してデータ管理していた(証人P4)。

9

4-3. 懸場帖

- 明星薬品では、毎月1回、顧客情報を紙媒体に打ち出したものを、「廻商リスト」とび「ルート一覧」として営業部員に配布していた。

10

10

5. 誓約書

- 1 退職後も貴社が保有する一切の機密事項を他に漏えいしないことを誓約いたします。
- 2 退職後に発覚した不正行為により、貴社に対する損害が明らかとなった場合には、速やかに賠償いたします。また、その不正調査にも協力することを誓約いたします。
- 3 貴社のお客様が富士薬品に引き継がれることに鑑み、貴社を退職した後自ら医薬品配置販売業を自営する場合又は同業他社に従事者として勤務する場合においても、3年間は貴社で担当していたお客様に出入りし、置き合わせをいたしません。万一これに反した場合は、一軒につき金3万円也を支払うことを約束いたします。
- 4 退職日現在における年次有給休暇の残日数については、その残日数に平均賃金を乗じた金額を受領いたします。但し、退職後に不正行為が発覚した場合には、その権利を放棄いたします。

11

6. Pらの行為

- 原告の懸場帖に記載されている顧客に対して、被告八光薬品が営業を行い、顧客を奪った。
- 顧客情報を転記したことはP1～P3みな争っている。
- もともとは、原告が明星薬品の商品を取り扱わないと決定したことから、営業を担当していたP2が、明星薬品の商品を買いたいとの顧客からの希望を受けて、会社を立ち上げたことが始まり。

12

7. 今回取り上げる争点

- ・①本件情報の営業秘密該当性
- ・②不競法2条1項4号, 5号, 7号及び8号所定の不正競争行為の成否

13

7-1. 争点①—営業秘密性

- ・結論: 肯定

14

7-2. 争点①一本件情報の営業秘密性

- 有用性・非公知性あり

- 医薬品配置販売とは、配置販売業者が予め消費者に医薬品を預けておき（いわゆる置き薬）、消費者が使用した分につき、代金請求をするものである（甲21）。この販売方法では、営業部員が定期的に顧客のもとを訪れ、使用の有無や医薬品の入替え等を行うという特殊性から、新規の顧客開拓には多大な人的コストがかかるところ、顧客情報があれば、効率的に顧客開拓をし、人的コストを軽減することができるといえる（甲37）。
- このような意味で、医薬品配置販売業を営んでいた明星薬品の顧客情報（顧客名、住所及び電話番号）は、同種の販売業を行う事業者にとって有用な情報であると認められる。そして、医薬品配置販売業界においては、顧客名簿である懸場帳が現に売買の対象とされ、業界紙上でその広告もなされており（甲26の1）、原告自身も明星薬品から懸場帳を3億円以上の対価を払つて取得していることからすると、その有用性は高いと認められる。
- また、これらの顧客情報は、配置販売サービスを受けたことのある顧客の個人情報であることから、一般には知られていない非公知の情報であると認められる。

15

7-3. 争点①一本件情報の営業秘密性

- 秘密管理性あり

- 本部での一元管理
- 就業規則に秘密保持義務あり
- 退職社員への情報漏洩禁止の誓約書あり
- 配置販売業者にとっての顧客情報の重要性

16

7-4. 争点①一本件情報の営業秘密性

- 秘密管理性あり(つづき)

- 社員ほとんどが営業部員であり、顧客情報のアクセスが必須である→アクセス制限の有無は影響せず。
- ずさんな物理的管理(廃棄してない、放置、メモ用紙としての再利用)もあるが、規範的な管理と重要性を鑑みれば、秘密管理性は否定されない。

17

7-5. 争点①一本件情報の営業秘密性

- 「もっとも、明星薬品の所属営業所内での顧客情報へのアクセス制限の程度は明らかでない。しかし、明星薬品は、営業所も近隣に3か所しかなく、各営業所の従業員数も数人ずつにすぎない小規模な会社であり、従業員のほとんどが営業部員であると推認されるところ、小規模の事業所では各従業員が業務遂行に当たって顧客情報を自由に使用できる必要があるから、営業所内でアクセス制限が設けられていないとしても、それをもって対社外的にも秘密でない扱いがされていたとはいえない。」
- また、明星薬品では、顧客情報が廻商リスト及びルート一覧という形で紙媒体に打ち出されて営業部員に配布された後の扱いは営業部員に任せられ、その回収や廃棄確認等も行われておらず、メモ用紙に使用されたり、放置されたりするなど、顧客情報に関し、物理的な管理が徹底されていたとはいがたい事情がある。しかし、前記のような規範的な管理に加え、配置販売業者にとっての顧客情報の重要性に鑑みれば、従業員らにとつても、なおそれが秘密管理の対象とされるべきものであると認識できるだけの措置は執られていたというべきである。」

18

8-1. 争点②一不正競争行為の有無

- 結論：一部肯定

- P1は不正競争行為あり
 - 結果、被告八光薬品も不正競争行為あり
 - しかし、P2、P3は、顧客情報を転記しておらず、P1の不正競争行為の認識もないと認定。

19

8-2. 争点②一P1の不正競争行為

- 被告P1は、甲18ルート一覧及び再現ルート一覧のうち自己の担当客分を被告八光薬品の営業に使用し、これに掲載された顧客情報を新たな顧客カードに転記したものと認められる。そして、被告P1が使用したそれらのルート一覧は、明星薬品から月に1回配布されていたものの一部であると推認されることから、被告P1は、そこに記載された顧客情報を当時の保有者である明星薬品から示されていたというべきである。そして、これを被告八光薬品の営業時に使用することにより、顧客に対する効率的な営業が可能となることは明らかであることからすれば、被告P1は、不正の利益を得る目的で原告の営業秘密を使用し、被告八光薬品に開示したものと認められ、2条1項7号の不正競争行為も成立する。
- また、再現ルート一覧のうち他の営業員の担当客分については、被告P1は、不正の手段により営業秘密を取得し、これを使用し、被告八光薬品に開示したものであり、2条1項4号の不正競争行為が成立する。

20

8-3. 争点②—P2・3の不正競争行為

- ・被告P2及び被告P3が、被告P1による明星薬品のルート一覧の不正取得を認識していたとは認められない。
- ・被告P2及び被告P3が、被告P1による明星薬品の顧客情報の不正取得又は不正使用、不正開示の事実を認識していたと認めることはできず、被告P1と共同して不正競争行為を行ったと認める 것도できない。

21

21

8-4. 争点②—被告ハ光薬品の不正競争行為

- ・被告P1は被告ハ光薬品の従業員として、被告ハ光薬品の事業の一環として顧客カードを作成し、それを使用して営業に当たっており、それによって被告ハ光薬品が収益を上げているものであり、これら顧客カードに記載された顧客の情報は被告ハ光薬品の顧客情報として集積されるものであることからすれば、当該顧客カード及びそれに記載された顧客情報の保有者は被告ハ光薬品であるというべきである。
- ・したがって、被告P1が明星薬品から持ち出したルート一覧を転記して顧客カードを作成し、またはこれを用いて営業活動をしたことにより、明星薬品の営業秘密を被告ハ光薬品に開示し、これにより、被告ハ光薬品は当該営業秘密を取得したものというべきである。
- ・また、被告P1による明星薬品から持ち出したルート一覧を使用しての営業活動は、被告ハ光薬品の事業として行っているものであるから、被告ハ光薬品が当該情報を使用したものと評価すべきである。

22

8-4. 争点②—被告八光薬品の不正競争行為

- そして、被告八光薬品の代表者である被告P2は、被告P1とともに明星薬品の従業員として稼働していたものであり、明星薬品において、ルート一覧の回収廃棄が徹底されていなかつたことを熟知しており、退職時においてもそれらが回収された記憶がないというのであるから、明星薬品を退職するに当たり、被告P1が明星薬品のルート一覧等を持ち出し、その後使用する可能性があることは認識していたものというべきであるにもかかわらず、被告P2が、被告八光薬品の代表者として被告P1に対して明星薬品のルート一覧の廃棄を命じ、被告八光薬品の営業に使用することを禁じるなどして不正競争行為を防止するべき特段の措置を講じた事情は認められない。
- したがって、被告P2が代表者を務める被告八光薬品には、被告P1が不正取得した顧客情報を被告P1から取得し、使用したことにつき重過失があったというべきである。
- また、同様の理由で、被告八光薬品は被告P1による不正開示行為を知らなかつたことにつき重過失があったというべきである。

23

8-5. 争点②—不正競争行為の有無

- 以上より、被告八光薬品には、2条1項5号の不正使用及び不正取得並びに2条1項8号の不正取得、不正使用の不正競争行為が成立し、被告P1及び被告八光薬品には故意又は過失が認められるから、同被告らは、原告に対し、不正競争防止法4条の損害賠償責任を負い、両者の行為は実質的に見て相重なり合うから、同被告らについて共同不法行為が成立すると認められる。

24

9. 退職後の競業避止義務について

- 3年+代償措置なし事案で、退職後の競業避止義務の合意を有効と判断した珍しい事案。
- 目的の正当性(顧客情報の性質)と、古巣の担当顧客への営業禁止に限定される点、損害賠償予定額が多額ではないことが挙げられる。

25

10. 賠償額

- 詳細は時間の関係で割愛。
- 不正競争防止法としてはP1と被告八光薬品が318万6491円の支払い。
- 競業避止義務違反としては、P1が174万、P2が46万、P3が52万円の支払い。

26